

平成23年8月1日

〇〇物産株式会社 殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）
等 免除額確定通知書（平成22年度分）

平成23年7月5日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）等免除額精算書（平成22年度分）により、平成22年度分労働保険料及び平成23年度の一般拠出金における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号				
労働保険番号	X	X	3	0	1	9	3	0	0	1	0	0	0	7
一般保険料	48,413 円													
第1種特別加入保険料	3,160 円													
第3種特別加入保険料	円													
一般拠出金	140 円													

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号				
労働保険番号														
一般保険料	円													
第1種特別加入保険料	円													
第3種特別加入保険料	円													
一般拠出金	円													

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

平成24年8月9日

〇〇物産株式会社 殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・~~第3種特別加入保険料~~）
免除額確定通知書（平成23年度分）

平成24年7月6日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・~~第3種特別加入保険料~~）等免除額精算書（平成23年度分）により、平成23年度分労働保険料等における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号						
労働保険番号	X	X	3	0	1	9	3	0	0	1	0	0	0	7
一般保険料	423,773 円													
第1種特別加入保険料	23,600 円													
第3種特別加入保険料	円													

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号						
労働保険番号														
一般保険料	円													
第1種特別加入保険料	円													
第3種特別加入保険料	円													

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。